

# 社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職業生活と家庭生活の両立がしやすい雇用環境を整備することにより、女性職員がより活躍できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標：有給休暇取得率を平均80%以上とする。

### <取組内容>

- 毎年4月 ① 所属ごとに年次有給休暇の取得状況を把握する。（前年度実績）
- 毎年10月 ① 所属ごとに年次有給休暇の取得状況を把握する。（9月までの実績）
- 毎年5月・10月 ① 管理職に各所属の取得状況を報告する。  
② 管理職から計画的な取得について職員への働きかけを行う。  
③ 年次有給休暇の取得について、メール等で職員に周知啓発を行い、休暇を取得しやすい環境を整備する。
- 毎年11～12月 ① 把握した取得状況を分析し、課題の確認を行う。それを基に、次年度に向け、取得率向上を図る方策を検討する。

※有給休暇取得率＝当該年度取得日数（繰越分の取得を含む）／法定付与日数×100%

目標：配偶者が出産したまたは新たに3歳に満たない子を養育することになった男性職員の計画期間における延べ人数に対して、育児休業取得率を30%以上とする。

<取組内容> 改正育児・介護休業法の内容を踏まえ、以下のとおり取り組みを行う。

- 令和4年4月～ ① 出産また育児に関する制度について、わかりやすく書面にまとめ、職場内イントラを利用し、いつでも閲覧できる環境を整備する。
- 毎年4月 ① 毎年、メールで出産また育児に関する制度について職員に周知し、男性職員の育児休業取得促進を図る。
- 随時 ① 職場内の育児休業等取得者の事例を収集してまとめ、これから取得を考えている職員に情報提供を行う。

※配偶者： 同性婚、事実婚など事実上婚姻関係と同様な関係にある者を含む

※子： 法律上の親子関係がある実子・養子に加え、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、養育里親として委託された子を含む

## 女性の活躍推進に関する情報公表

【雇用管理区分ごとの有給休暇取得率】（令和5年度）

- 常勤職員： 94%
- 非常勤職員： 90%
- 全職員一人当たりの平均： 92%